庄原市告示第13号

庄原市介護予防・生活支援サービス事業指定要綱を次のように定める。

平成29年２月６日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　庄原市長　木　山　耕　三

庄原市介護予防・生活支援サービス事業指定要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、庄原市介護予防・生活支援サービス事業における指定事業者の指定等に関し、介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語は、この要綱に定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年６月９日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）及び庄原市介護予防・生活支援サービス事業実施要綱（平成29年庄原市告示第12号）において使用する用語の例による。

（指定の申請）

第３条　法第115条の45の５第１項の規定による申請は、指定介護予防・生活支援サービス事業所指定申請書（様式第１号）により行うものとする。

２　前項の申請は、事業開始予定日の属する月の前月初日までに行うものとする。

（指定事業者の指定）

第４条　市長は、前条の申請があった場合は、法第115条の45の５第２項の規定により指定の適否を審査し、指定をすることを決定したときは、当該申請をした者（以下「指定事業者」という。）に指定介護予防・生活支援サービス事業所指定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

２　省令第140条の63の７の規定による指定事業者の指定の有効期間は、６年とする。

（変更の届出等）

第５条　指定の申請事項の変更の届出にあっては変更届出書（様式第３号）により、事業の廃止、休止又は再開の届出にあっては廃止・休止・再開届出書（様式第４号）により、それぞれ行うものとする。

（指定の更新）

第６条　指定事業者は、法第115条の45の６第４項の規定により準用する法第115条の45の５第１項の規定により指定の更新を受けようとするときは、指定介護予防・生活支援サービス事業所指定更新申請書（様式第５号）に関係書類を添えて、当該指定の有効期間の満了の日の属する月の前月初日までに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があった場合において、事業者の指定の更新を行うときは、当該申請をした者に指定介護予防・生活支援サービス事業所指定更新通知書（様式第６号）により通知するものとする。

（事業者情報の公表及び提供）

第７条　市長は、第２条から前条までの規定による指定又は届出の受理（以下「指定等」という。）をしたときは、当該指定等に係る事業者に関する情報のうち次に掲げる事項を公表するとともに、広島県、国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第５項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。）その他の機関に対して、提供することができる。

(１)　事業所の名称及び所在地

(２)　事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

(３)　指定年月日

(４)　事業開始年月日

(５)　運営規程

(６)　介護保険事業所番号

(７)　その他市長が適当と認める事項

（その他）

第８条　この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１ この告示は、平成29年４月１日から施行する。

（準備行為）

２ この告示の規定による介護予防・生活支援サービス事業のサービス事業者の指定等に関する必要な手続その他この告示を施行するための準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。